

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.444

平成25年4月1日発行



イメージキャラクター
ゆうせい

掲載記事の詳細については、ホームページをご覧ください。
（電話番号等は最終ページに記載しています）

○お子様が生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。

○ゆうせい共済443号8ページの掲載記事「平成25年度は組合員証の携行確認を行います」については詳細が決まり次第お知らせいたします。

○平成25年3月31日をもって「鹿児島東急ホテル」は「レンブラントホテル鹿児島」と名称を変更しました。それに伴い、平成25年4月1日の宿泊から宿泊助成は利用できなくなりましたのでご了承ください。

INDEX

新入社員の皆さまへ

日本郵政グループ各社へのご就職おめでとうございます。皆さまは、日本郵政グループ各社へ入社した日から、日本郵政共済組合の組合員となり、共済組合の各種サービスを受けることができます。今号では、新入社員の皆さまに必要な手続等を掲載しています。ご一読の上、必要なものについては早めの手続をお願いいたします。また、このほか入社時に必要な手続については共済センターから送付します「日本郵政共済組合からのお知らせ」又はホームページをご覧ください。

- ① 入社時に扶養する家族がいる方へ……………P 2
- ② 新入社員の方が提出する年金に関する書類……………P 3
- ③ 国民年金保険料の催告等があった場合の対応方法……………P 3

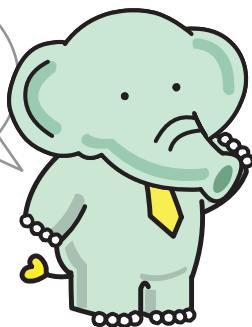
共済組合からのお知らせ

- ④ 平成25年4月から短期給付の掛金率が変わります……………P 4
 - ⑤ 平成25年4月から介護掛金率が変わります……………P 4
 - ⑥ 平成25年4月から短期給付における附加給付を見直します…P 5
 - ⑦ ご家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です…P 6,7
 - ⑧ 退職後の組合員証の取扱いについて……………P 8
 - ⑨ 社内レクリエーション行事に対する助成を行っています…P 8
 - ⑩ 生活習慣病にならないよう、健康な生活習慣を……………P 9
 - ⑪ 他人の行為等によってけがをしたときはご連絡を！……………P 9
 - ⑫ 地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします！…P 10
 - ⑬ 将来の年金給付等のための統計調査にご協力をお願いします…P 10
 - ⑭ 年金受給者が再就職したときは届出を忘れずに！……………P 11
- 日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など……………P 12

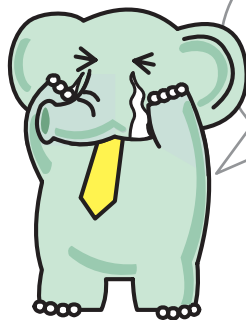
入社時に扶養する家族がいる方へ

平成25年4月に入社された方で、入社日から扶養する家族がいる場合、ご自分で共済センターに被扶養者証の発行申請を行っていただく必要があります。**申請期限(入社日の翌日から30日以内)までに申請が行われなかった場合、入社日から家族の方を被扶養者とすることはできません**ので、期限までに必ず申請を行ってください。

僕は4月1日入社だから…
5月1日までに申請しなければ
ならないんだね！



申請期限に間に合わなくて、
被扶養者の認定日が5月2日に
なってしまった。
入社日から5月1日までに
かかった病院の医療費は全額
自己負担になってしまうんだ～。



申請に必要な書類は？

被扶養者申告書

※7ページの様式をご使用ください。

所得証明書の写し

※無収入等の理由により所得証明書が発行されない方については、非課税証明書の写しでも可。

※22歳未満の子が学生で無職無収入の場合は、在学証明書の写しでも可。

住民票の写し(世帯全員が記載され、かつ、続柄が省略されていないもの)

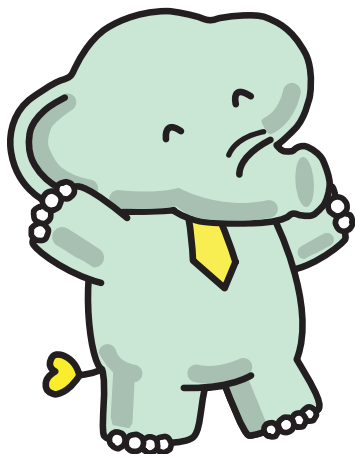
※別居の場合は、戸籍謄本の写しと定期的な送金(手渡しは不可です)をしていることがわかる通帳の写し。

その他確認資料

※詳しくは入社時に配付する「日本郵政共済組合からのお知らせ」又は
ホームページ

届出申請様式 ▶ 入社するとき ▶ 被扶養者-01 被扶養者申告書

http://www.yuseikyosai.or.jp/application/hifuyousya_01.html をご覧いただくか、コールセンターに
お問い合わせください。



申請書類は、職場の総務
担当ではなく「共済センター
被扶養者担当」に直接送っ
てください。

《被扶養者担当》

新入社員の方が提出する年金に関する書類

新入社員の方は、次の書類を共済センターに提出することにより、共済年金に加入したことが日本年金機構に登録されます。

未提出の場合は、共済年金に加入したことが日本年金機構に登録されず、年金事務所から支払う必要のない国民年金保険料の納付の催告をされたり、将来年金を受給する際に支障を来すこととなりますので、必ず提出してください。

提出書類名	提出が必要となる方
基礎年金番号(※1)届出書	基礎年金番号が付番されている入社時20歳以上の方(※2) なお、入社時20歳未満の方でも公的年金制度に加入歴がある方は提出してください。

※1 基礎年金番号は、年金手帳又は基礎年金番号通知書で確認してください。

年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失等により、基礎年金番号がわからない場合は最寄りの年金事務所でも再発行の手続きをしてください。

※2 初めて就職された方で入社時20歳未満の方は、これから基礎年金番号が付番されますので提出の必要はありません。

《標準報酬担当》

国民年金保険料の催告等があった場合の対応方法

日本郵政グループ各社に正社員として就職すると同時に日本郵政共済組合の組合員の資格を取得し、国民年金分も含めた共済年金の保険料(共済組合掛金(長期))が給与から天引きされますので、年金事務所からの各種通知書等により国民年金保険料を支払う必要はありません。

組合員の資格を取得した情報は、日本郵政共済組合から国家公務員共済組合連合会(KKR)を経由し日本年金機構に通知されます。この間、約4か月かかり、このタイムラグのため、支払う必要のない国民年金保険料の納付の催告が行われますが、催告があっても支払う必要はありません。

また、再度の催告を受けたときも支払う必要はありませんが、催告を受けないようにしたい場合は所定の手続きが必要になります。手続きの詳細については、ホームページのトップページ『退職/新規採用に伴う手続きのご案内』をご覧ください。

なお、共済組合員の資格取得後、長期間(6か月以上)経過しているにも関わらず催告がある場合は、入社時に共済センターに提出が必要な「基礎年金番号届出書」が未提出となっている場合がありますので、共済センターに連絡してください。

※国民年金保険料を「口座引落し」としている方は、金融機関に廃止届を提出してください。



※画面は断りなく変更することがあります。

《標準報酬担当》

平成25年4月から短期給付の掛金率が変わります

平成25年1月24日発行の「ゆうせい共済No.442」でお伝えしましたとおり、高齢化社会の進展に伴い医療費や高齢者医療制度への支援金等の支出が年々増加する一方、組合員数の減少などにより掛金の収入が減少していることから、日本郵政共済組合は近年大幅な赤字を抱えています。

これまで当共済組合では、組合員のみなさまの負担を最小限に抑えるため、経費の削減、積立金の取崩し等により大幅な赤字に対処してきましたが、平成25年度中には積立金が枯渇することから、平成25年4月から短期給付の掛金率を改定いたします。

今後も引き続き、組合員やその被扶養者のみなさまが安心して医療サービス等を受けていただくことができるよう一層取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年4月からの掛金率

平成25年3月まで	平成25年4月から	引上げ幅
3.90%	4.85%	0.95%
〔 3.83% (短期給付分) 0.07% (福祉事業分) 〕	〔 4.78% (短期給付分) 0.07% (福祉事業分) 〕	

掛金の年間負担増加額(見込み)

今回の改定により、組合員一人あたりの掛金の年間負担増加額は次のとおりです。

	標準報酬月額 410,000円 ^(※)	標準期末手当等の額 1,100,000円 ^(※)	合計
年間負担増加額	46,740円	10,450円	57,190円

※組合員の平均的な標準報酬月額及び標準期末手当等の額です。

《標準報酬担当》

平成25年4月から介護掛金率が変わります

平成25年4月から介護掛金率を改定いたします。

平成25年4月からの掛金率

平成25年3月まで	平成25年4月から	引上げ幅
0.583%	0.646%	0.063%

掛金の年間負担増加額(見込み)

今回の改定により、組合員一人あたりの掛金の年間負担増加額は次のとおりです。

	標準報酬月額 470,000円 ^(※)	標準期末手当等の額 1,300,000円 ^(※)	合計
年間負担増加額	3,552円	819円	4,371円

※40歳～64歳の組合員の平均的な標準報酬月額及び標準期末手当等の額です。

《標準報酬担当》

平成25年4月から 短期給付における附加給付を見直します

1 附加給付とは

共済組合の短期給付(医療保険)には、療養の給付等の法定給付と各共済組合独自の附加給付があります。附加給付は、各共済組合の財政上の余裕により法定給付を補足する給付です。

2 附加給付の見直し

医療保険制度を取り巻く環境は厳しく、既に健康保険組合や地方公務員共済組合においては附加給付の見直しが行われています。今般、他の医療保険制度との均衡等を図るため、主務管庁である財務省から附加給付を見直すよう指示がありました。そこで、当共済組合においても以下のとおり見直しを行います。

(1) 変更・廃止

附加給付の名称	給付事由	現行の給付額等	変更等の内容
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金 (上位所得者(※)のみ)	1か月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を25,000円とし、超えた分を給付	上位所得者(※)の自己負担限度額を平成25年10月受診分より30,000円、平成26年4月受診分より40,000円、平成27年4月受診分以降50,000円に引き上げ
合算高額療養費附加金 (上位所得者(※)のみ)	1か月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を50,000円とし、超えた分を給付	上位所得者(※)の自己負担限度額を平成25年10月受診分より60,000円、平成26年4月受診分より80,000円、平成27年4月受診分以降100,000円に引き上げ
傷病手当金附加金	組合員が私傷病で長期間休んだとき	退職まで給付	法定給付(傷病手当金)支給期間満了後、平成25年4月以降に発症した私傷病は12か月間、平成26年4月以降に発症した私傷病は6か月間の給付
結婚手当金	組合員が結婚したとき	80,000円	事実発生日が平成25年4月より40,000円に引き下げ、平成26年4月以降は廃止
弔慰金附加金 家族弔慰金附加金	災害で亡くなったとき	25,000円	平成25年3月末で廃止

(2) 新規

附加給付の名称	給付事由	現行の給付額等	変更等の内容
出産費附加金 家族出産費附加金	出産したとき	なし	事実発生日が平成26年4月より40,000円給付

※ 上位所得者: 標準報酬の月額が530,000円以上の組合員

《給付担当》

ご家族の扶養状況に変更があったときは届出が必要です

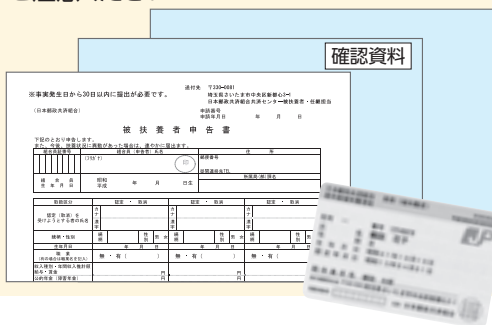
ご家族を就職等により扶養しなくなったときや退職等により扶養することとなったときは、速やかに「被扶養者申告書」と確認資料を提出して、認定又は取消の手続を行う必要があります。

注意

所属会社に提出した扶養手当についての「扶養親族届」では共済組合の被扶養者の認定及び取消手続は行われませんので、必ず「被扶養者申告書」及び確認資料(取消手続の場合は組合員被扶養者証を添えて)を共済センターに提出してください。

<取消の場合の提出例>

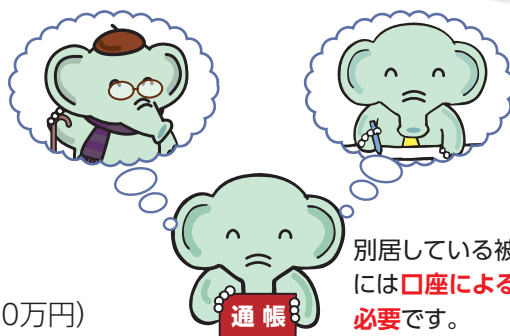
毎年確認資料の添付もれが多発しています。ご注意ください!



被扶養者として認定できる人

三親等内の親族のうち

- ・主として組合員の収入で生計を維持している人
- ・他の健康保険や共済組合に加入していない人
- ・年額130万円以上の所得がない人
(障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は年額180万円)



別居している被扶養者には口座による送金が必要です。

所得の年額の算定方法

年額とは向こう1年間における全ての収入を合算した推計額をいいます。

- ・収入に変動がある場合 → 連続する3か月の交通費等を含む総支給額の平均月額が108,334円未満(130万円÷12か月)であること。
なお、雇用開始から108,334円以上の収入が見込まれる場合は、採用日から取消となります。
- ・事業所得、不動産所得等がある場合 → 明らかに必要と認められる経費の実額を控除した額が130万円未満であること。(所得税法上の必要経費とは異なります。)
- ・雇用保険を受給している場合 → 受給日額が3,612円未満(130万円÷360)であること。
なお、雇用保険受給期間中に他の収入がある場合は、その収入も合算します。
※日額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず被扶養者として認定できません。
- ・年金を受給している場合 → 年金以外の収入と公的年金収入・生命保険会社の個人年金収入を合算した額が130万円未満(月額108,334円未満)であること。
また、非課税の年金(遺族年金や障害年金)も収入に含まれます。

国民年金の種別変更も忘れずに

組合員の配偶者を扶養しなくなったとき(例:第3号被保険者→第1号被保険者)や、新たに扶養することとなったとき(例:第1号または第2号被保険者→第3号被保険者)は、国民年金の種別変更が必要です。

《被扶養者担当》

被扶養者の認定又は認定取消の事由が発生した場合は、この様式を使用して共済センター被扶養者・任継担当あてに届出をしてください(職場の総務担当の方へは、届出ししないでください)。
 なお、届出は事実発生日から30日以内に(取消は資料が揃い次第速やかに)行う必要がありますのでご注意ください。

(日本郵政共済組合)

申請年月日 年 月 日

被扶養者申告書

下記のとおり申告します。
 また、今後、扶養状況に異動があった場合は、速やかに届出ます。

組合員証番号	組合員(申告者)氏名 (フリガナ)	住所
		郵便番号
		昼間連絡先TEL
組合員 生年月日	昭和 平成 年 月 日生	所属局(部)課名

取扱区分	認定・取消				認定・取消				認定・取消				
認定(取消)を受けようとする者の氏名	カナ				カナ				カナ				
	漢字				漢字				漢字				
続柄・性別	続柄		性別	男 女	続柄		性別	男 女	続柄		性別	男 女	
生年月日	年 月 日				年 月 日				年 月 日				
認定・取消日現在の職業 (有の場合は職業名を記入)	無・有()				無・有()				無・有()				
収入種別・年間収入推計額 給与・賞金	円				円				円				
公的年金(障害年金)	円				円				円				
公的年金(上記以外)	円				円				円				
事業収入(不動産等含)	円				円				円				
失業給付	円				円				円				
その他()	円				円				円				
計	円				円				円				
同居・別居の別	同居・別居				同居・別居				同居・別居				
別居の場合は 現住所	郵便番号	〒				〒				〒			
	カナ												
	漢字	都道府県				都道府県				都道府県			
所得税上の扶養控除申告 有無(年末調整)	有・無				有・無				有・無				
雇用保険 (失業給付)	有・無 受給開始年月日 ()				有・無 受給開始年月日 ()				有・無 受給開始年月日 ()				
現在の健康保険加入状況	国保・健保(共済)・未加入				国保・健保(共済)・未加入				国保・健保(共済)・未加入				
医療費助成を受けていた もしくは受ける予定ですか	はい・いいえ				はい・いいえ				はい・いいえ				
被扶養配偶者の 基礎年金番号(注③)													
被扶養者の要件を備え 又は欠くに至った 年月日及びその理由	平成 年 月 日 ()				平成 年 月 日 ()				平成 年 月 日 ()				
〔取消する場合〕 被扶養者証(カード)返還	1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)				1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)				1 返還する 2 亡失(年 月 日頃)				

- 注 ① 確認資料は、写しを添付し漏れのないように送付してください。
 ② 認定を取消す場合は、被扶養者証(カード)を本申告書に添付して返還してください。
 ③ 配偶者(20歳以上60歳未満の者に限る)を扶養する場合は、別に「国民年金第3号被保険者該当届」の提出も必要です。(任意継続組合員の場合は除く。)
 ④ 共済組合に登録できる氏名及びフリガナの文字数は、氏名:6文字+6文字、フリガナ:12文字+12文字までです。組合員証に反映される文字数についても同様のため、お名前が途中でまじり表示されない場合もあります。
 ⑤ 事実発生日から30日を超えて申請した場合は共済組合受付日が認定日となります。

共済組合 処理欄	受付	審査	1	2	認定・取消年月日	処理 ・システム入力年月日 H 年 月 日 ・被扶養者証(カード)回収の有無 有()・無
					平成 年 月 日	

退職後の組合員証の取扱いについて

現職中に使用していた組合員証は返却してください!!

※ただし、再雇用フルタイムになられた方は引続き使用できます。

注意

資格喪失日以降、組合員証(本人分、被扶養者分)を使用すると無資格診療になり医療費を後日、共済組合に返納していただきますので十分に注意してください。

《任意継続組合員へ加入手続をされた方》

任意継続掛金の入金確認後に新たに組合員証を発行しますので、到着するまでの間、現職中に使用していた組合員証を使用してください。

なお、任意継続組合員用の組合員証が送付された後は、速やかに、返却してください。

【参考】組合員証の種類

1 カード

- 組合員証(本人分、被扶養者分)

2 紙(申請により交付を受けている証)

- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- 一部負担金等免除証明書



返却の場合は
右端を切り
共済センターに
返却してください

《被扶養者・任継担当》

社内レクリエーション行事に対する助成を行っています

共済組合では、社内レクリエーションとしてスポーツ等の行事を実施する際に、年度内1回に限り助成を行っています。

助成手続の詳細は、

ホームページ

宿泊・レク助成 スポーツクラブ等 ▶ レクリエーション行事への助成「日本郵政共済組合レクリエーション助成利用手続」

<http://www.yuseikyosai.or.jp/recreation/josei.html> をご覧ください。

なお、平成24年度に**助成できなかった主な事例**をお知らせしますので、今年度の行事を計画する際の参考にしてください。

バーベキューを行ったので助成をしてほしい

バーベキューのみを実施した場合には「飲食のみを目的とする行事」となるため、助成対象とはなりません。

ボランティア活動を行ったので助成をしてほしい

ボランティア活動は自ら進んで社会事業などに参加することであり、レクリエーションとは趣旨が異なりますので、助成対象とはなりません。

遊園地に行ったので助成をしてほしい

テーマパーク等に行った場合には「観光を目的とする行事」となるため、助成対象とはなりません。また、観光目的のバスツアー等への参加も助成対象とはなりません。

《助成担当》

生活習慣病にならないよう、健康な生活習慣を

メタボリックシンドロームとは内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常症のいずれか2つ以上を併せ持った状態をいいます。

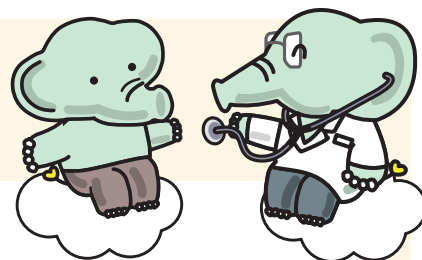
この状態を放置すると動脈硬化を引き起こし、命にかかわる病気を招きます。また、症状が進行すると重症化し、合併症を発症する可能性が高くなります。

メタボリックシンドロームにならないために**健康的な生活習慣**を身に付けましょう。

メタボリックシンドロームにならないためには、**「摂取」を抑えて「消費」を増やすことが重要です。**

- <摂取を抑える>**
- 1日3食バランスよく、腹八分目の食事を心掛ける
 - 間食を減らし、暴食をせず、お酒は控えめにする

- <消費を増やす>**
- 体を動かす(スポーツ、ウォーキング、ストレッチ、散歩、階段の使用、ながら運動など)
 - お腹の底から笑う



国の施策として、40歳以上の被保険者(組合員)本人や被扶養者を対象にメタボ健診(特定健康診査)及び特定保健指導の実施が保険者に義務付けられています。

当共済組合においては、組合員に対する特定保健指導を日本郵政株式会社(郵政健康管理センター)及び株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアに委託し、実施しています。

また、被扶養者及び任意継続組合員でメタボ健診の対象者の方には、平成25年度も引き続き平成24年度同様の実施を予定しておりますので、今まで一度も受診したことがない方も含め、受診券が届いた方は全員、ご自身の健康管理のために積極的にご利用ください。

健康な生活習慣を心掛け、健康で豊かな毎日を送りましょう！

《助成担当》

他人の行為等によってけがをしたときはご連絡を！

第三者の加害等による傷病が原因で受診する場合、組合員証(被扶養者証を含む)を使用するときに共済組合の許可を必要とする場合があります。以下のような場合には共済センターにご連絡をお願いします。

- 車を運転していたところ、他の車と接触し、怪我をしたとき
- バイクを運転中に転倒し、怪我をしたとき
- 他人の飼い犬に噛まれたとき
- 被扶養者が学校で友達とふざけていて、怪我をしたとき
- 他人から暴行を受け、怪我をしたとき
- 被扶養者が学校給食が原因で食中毒になったとき

いずれも組合員証の使用許可が必要な場合があります。
速やかに共済センターにご連絡をお願いします。

《給付担当》

地方自治体医療費助成を受けている方は届出をお願いします！

地方自治体(都道府県・市区町村)の医療費助成を受けている方は、様式「地方自治体助成対象者届出書」を共済センターに提出していただく必要があります。未提出の方は、至急提出してください。

提出しないと、「共済組合の高額療養費・附加給付」と「地方自治体からの医療費助成」が二重に給付されることになり、重複した分は共済組合又は地方自治体に返納していただくこととなります(※共済組合へ返納する場合、払込手数料は差出人負担となります)。

18歳以下まで、の自治体も増えてきています。過去に届出を提出した方でも、助成期間が延長した場合は、変更の届出を提出してください。

～主な地方自治体の助成制度～
(右は例で、自治体ごとに異なります)

- 子ども医療費助成制度(15歳以下はほとんどの自治体が実施)
- 障がい者医療費助成制度(障害者手帳等をお持ちの方)
- ひとり親家庭医療費助成制度 など

《高額療養費・附加給付の送金を停止している場合があります》

高額療養費・附加給付は、該当の組合員から請求書を提出していただくことなく、診療月の最短4か月後以降に組合員のゆうちょ銀行口座に送金していますが、地方自治体の医療費助成を受けていると思われる場合等は二重給付を防止するため共済組合の判断で送金を停止しています。

「ひとつの医療機関で1か月の自己負担が25,000円を超えている」が、高額療養費等が送金されていない方は、請求書を提出していただく場合がありますので、共済組合コールセンターに照会してください。

なお、給付事由が生じた日から2年間請求しないと、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、注意してください。

《給付担当》

将来の年金給付等のための 統計調査にご協力をお願いします

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、将来の年金給付に要する費用を算出するための基礎資料を把握することを目的として毎年1回、統計調査を行っています。

当共済組合におきましても、調査対象となりました組合員及び元組合員の皆さまへ、調査票をお送りしますので、調査にご協力をお願いします。

調査対象者……組合員及び元組合員の約2割の方
調査時期……4月下旬から5月にかけて



《年金担当》

年金受給者が再就職したときは届出を忘れずに!

年金を受給している方(請求者も含みます)が、再就職したときは次の届出が必要です。

● 再び、共済組合に加入した場合

退職日から1日以上あけて再就職(共済組合に加入)するとき

※退職日から引き続き共済組合に加入する方は届出の必要はありません。

再就職の例

日本郵政グループのフルタイム再雇用社員、
国家公務員、地方公務員等

提出書類

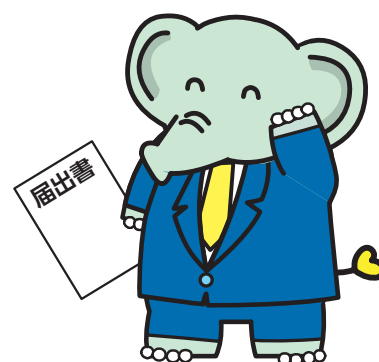
◆「再就職届」 ◆「年金証書」

提出及び照会先

共済センター 年金担当
(他の共済組合に加入する場合は、再就職先の共済組合)

(例)

〔 3月31日 退職 〕
〔 5月 1日 再就職 〕



共済年金は、在職している間(共済組合加入中)は原則として、その支給は停止となります。
そのため、「再就職届」の届出が遅れますと国家公務員共済組合連合会で支給調整に必要な状況の把握ができず年金の過払が発生してしまい、後で返還しなければならないことがありますので、ご注意ください。

● 厚生年金保険の被保険者等※になった場合

※厚生年金保険の被保険者等とは、厚生年金保険に加入している方、私立学校共済組合に加入している方、国会議員、地方議会議員になる方です。

厚生年金保険の加入については、再就職先の事業主にご確認ください。

再就職の例

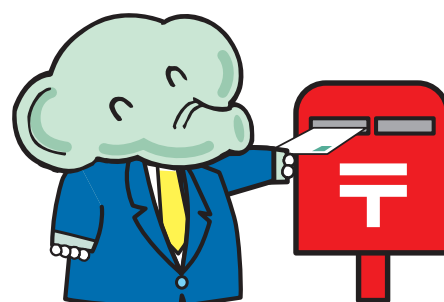
日本郵政グループの期間雇用社員(エキスパート社員等)、
民間会社の社員、私立学校の教員等

提出書類

◆厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)

提出及び照会先

国家公務員共済組合連合会(KKR)



《年金担当》

掲載記事の訂正について

ゆうせい共済443号(平成25年2月18日発行)9ページに掲載の「任継の方の『宿泊施設利用手帳』の請求が不要になります」の記事について、正しくは「請求が必要です」となりますので、訂正させていただきます。

なお、請求手続等については、共済組合のホームページまたは冊子ゆうゆうライフMY共済'12(113ページ)をご覧ください。



《助成担当》

日本郵政共済組合(共済センター)の連絡先など

1 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター TEL 0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

2 最新情報や各種手続の確認・請求書等様式の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への様式類の送付など、各種お申し出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

自宅にパソコンがないなど、ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※QRコード対応のカメラ付き携帯電話を利用して、読み取りができます。



3 各種申請・請求書等様式のあて先は

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため、必ず担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済」を参照してください)

※郵送料は差出人負担となります。